

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3083号)

令和6年7月18日

横情審答申第3083号
令和6年7月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和元年11月11日市人第643号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「当該児童代理人弁護士（f 小学校案件）への聴き取り調査について（依
頼）」ほか11件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定個人の記録のうち横浜市いじめ問題調査委員会が保存している記録すべて」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年7月10日付で行った別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号、第5号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 聴取調査を実施した委員氏名について

本件保有個人情報のうち、別表1の個人情報1から個人情報3まで及び個人情報5に記載された聴取調査を実施した委員氏名については、本件処分で非開示としていたが、改めて検討した結果、非開示事由に該当しないと判断したため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会からの答申を受領後、開示する決定に変更することとする。

(2) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 個人情報4及び個人情報5に記載された学校が行った聴き取りの対象者氏名、アンケート回答者氏名及び聴き取りをした児童が特定される内容については、開示することによって特定の個人が識別されるおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

イ 個人情報4及び個人情報5に記載された横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）で使用された、学校が行った聴き取りの対象者への聴取内容や、関係者の具体的な行動内容、発言者が特定される内容及び学校が行っ

た児童へのアンケートの具体的な内容については、開示することにより、本人開示請求者以外の個人が識別されるおそれ又は本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

なお、聴取調査やアンケートは、その性質上、公にされることのないように十分配慮した上で行われるものであり、聴き取りを受ける関係児童等も、公にされないことを前提として応じていると考えられる。そのため、これらを開示すると関係児童等の精神に大きな負担となることや、人間関係に支障が生じるおそれがあり、当該児童の健全な発育に影響を及ぼすなど、関係児童等の利益を害するおそれがある秘匿性の高い情報である。このことを考慮すると、当該情報を非開示にすることにより保護される審査請求人以外の個人の権利利益と審査請求人に開示する利益を比較衡量した場合に、後者の利益が前者のそれを上回るとまではいえないため、本号ただし書イに該当しない。

ウ 個人情報4に記載された専門委員会の委員及び教育委員会事務局の職員が専門委員会において発言した内容、個人情報5に記載された横浜市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が実施した聴取調査の内容並びに個人情報9に記載された調査委員会の委員、教育委員会事務局の職員及び実施機関の職員の調査委員会における発言内容については、本人開示請求者以外の個人の氏名や、見解・主張等の内心に密接に結びついた内容に関する発言であり、これらを開示すると、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

エ 審査請求人が主張している審査請求人及びその法定代理人（以下「法定代理人」という。）の意見とは、法定代理人から提出された要望書等であると解される。

しかし、審査請求人と法定代理人は同一人ではないため、当該情報が法定代理人にとって既知の情報であったとしても、その情報を審査請求人と共有しているとは限らず、審査請求人にとって既知の情報であるとは言い切れない。法定代理人と審査請求人が、本件事案に関する情報を共有している可能性もあるが、法定代理人にとって既知の情報のうち、どの情報をどの程度、審査請求人と共有しているのかを判断することはできない。

なお、仮に、上記アからウまでの非開示部分に審査請求人にとって既知の情報が含まれていたとしても、それは慣習法や事実上の慣習としてではなく、個人的な事情により知ることができたものであり、「慣行として」には当たらない。

以上のことから、当該情報は本号ただし書アに該当しない。

(3) 旧条例第22条第5号の該当性について

個人情報4、個人情報5、個人情報11及び個人情報12に記載された審査請求人の代理人弁護士の印影については、弁護士が契約等に使用する印の印影であり、財産管理のための意思決定の際に使用されるものである。当該印影を公にすることにより、偽造され、財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 個人情報5、個人情報6、個人情報7及び個人情報8に記載された調査委員会の委員が調査を行った対象者氏名及び聴取内容については、対象者が率直に内心を述べることができるように、その取扱いには十分注意する必要がある、これらを開示すると、今後、同種の調査において、個人の発言、行動等が明らかになることを恐れて、対象者が率直に内心を述べることをためらい、調査に応じなくなるおそれや、事案の正確な把握ができなくなるなど、調査審議に支障が生じるおそれがある。

また、今後、いじめ事案が発生した場合に、個人の発言や行動等が明らかになることを恐れて、関係者が学校へ相談することをためらうなど、学校に十分な情報が寄せられなくなり、いじめの防止・早期発見・早期対応に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本号本文に該当し非開示とした。

イ 個人情報4及び個人情報5に記載された専門委員会の調査資料における文書作成者氏名、電話連絡者氏名、学校が実施した聴取調査の対象児童氏名、聴取内容、具体的な行動内容のほか、学校が実施したアンケートの具体的な内容、聞き取りをした児童が特定される内容、具体的な申出内容、発言者が特定される内容等については、関係者が率直に内心を述べることができるように、その取扱いには十分注意する必要がある、これらを開示すると、今後、同種の調査において、個人の発言、行動等が明らかになることを恐れて、関係者が率直に内心を述べることをためらい、調査に応じなくなるおそれや、事案の正確な把握ができなくなるなど、調査審議に支障が生じるおそれがある。

また、今後、いじめ事案が発生した場合に、個人の発言や行動等が明らかになることを恐れて、関係者が学校へ相談することをためらうなど、学校に十分な情報が寄せられなくなり、いじめの防止・早期発見・早期対応に支障が生じるおそ

れがある。

以上のことから、本号本文に該当し非開示とした。

ウ 個人情報4に記載された専門委員会会議録における委員の氏名、委員の発言内容及び教育委員会事務局の職員の発言内容並びに個人情報6、個人情報7、個人情報8及び個人情報9に記載された調査委員会における検討内容及び判断内容、調査委員会議事メモにおける委員の氏名、発言内容、教育委員会事務局の職員及び実施機関の職員の発言内容については、これらを開示すると、関係児童生徒等の関係者がいじめ事案に係る自己の発言や行動、状況等に関する情報が公になることを恐れて、調査等に応じるのをためらい、又は調査等への協力を拒否するなどの事態を招くことが事案の性質上想定され、その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど、専門委員会及び調査委員会（以下「各委員会」という。）の調査審議等の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

仮に、委員氏名のみを開示した場合、発言の多い委員の主張が結論に影響しているように見えるため、議論の変遷に対する偏った認識を与えてしまうおそれがあり、また、委員氏名や各委員会における議論の変遷、個々の委員の意見や見解が開示されることにより、一方的な非難がなされたり、各委員会の審議の公正さ、客観性について疑いを生じさせるおそれがあることから、非難等を恐れた個々の委員が意見を差し控え、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという各委員会の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本号本文に該当し非開示とした。

エ 個人情報7、個人情報8及び個人情報10に記載された再調査の必要性を判断するための策定途中の意見具申の内容については、専門委員会調査資料、専門委員会会議録、関係者への聴取調査内容及び調査委員会での議論を踏まえ、何度も推こうを行いながら作成しているため、事実確認が不十分な情報や、不正確な情報も記載されている。そのような情報を開示することにより、誤った認識がなされたり、調査委員会の審議や報告書の公正さ、信頼性が損なわれ、今後の同種の審議に支障が生じ、調査委員会の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示部分（黒塗り部分）全てを開示するよう求める。
- (3) 個人情報 1

ア 旧条例第22条第3号

(ア) 調査委員会の委員は、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）に基づき設置された委員会の構成員であるから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号にいう特別職の地方公務員であり、同法第2条の地方公務員に当たる。

したがって、当該委員らの氏名は、本号ただし書ウに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(イ) 本件は、「審査請求人が依頼している弁護士」と「調査委員会委員」との面談に関する記録であり、当該弁護士は依頼者である審査請求人（及びその親権者）の同意を得て、調査委員会の委員と面談しているわけであるから、審査請求人は、調査委員会の委員との面談に関する報告を当該弁護士から受けることが民法上当然予定されている。

したがって、当該委員らの氏名は、本号ただし書アに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 旧条例第22条第7号

(ア) 個人情報の開示を受ける権利は重要な人権であり、個人情報は原則開示されるものである。

(イ) 「開示することを前提としていない」ことは非開示理由とならない。

(ウ) 当該文書は、旧条例第22条第7号アからオまでに該当しない。

(エ) 本号の該当性判断の拡大解釈は慎まれるべきである。「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

(オ) 当該文書を開示したところで、事案の正確な把握ができなくなることはない。

(カ) 実施機関は、抽象的なおそれを指摘するのみで、本件において「客観的なおそれ」「実質的な支障」「支障が生じる蓋然性」があることを指摘していない。

(キ) 本件については、調査委員会の役割、性質、調査委員会の委員それぞれが各分野の専門家であること、非開示にされている委員らの氏名は、いずれも弁護士である等本件全事情に鑑みると、当該文書を開示したところで、今後同種の

事案において当該弁護士らの調査委員としての活動、調査委員会の活動に支障が生じる蓋然性はない。

(ク) 以上のとおり、本件非開示情報は本号に該当しないから、本件処分は違法である。

(4) 個人情報 2

ア 旧条例第22条第3号

(3)ア(ア)と同様の主張である。

イ 旧条例第22条第7号

(ア) (3)イ(イ)と同様の主張である。

(イ) 本件については、調査委員会の役割、性質、調査委員会の委員それぞれが各分野の専門家であること等本件全事情に鑑みると、当該文書を開示したところで、今後同種の事案において当該委員らの調査委員としての活動、調査委員会の活動に支障が生じる蓋然性はない。

(ウ) (3)イ(カ)と同様の主張である。

(エ) 以上のとおり、本件非開示情報は本号に該当しないから、本件処分は違法である。

(5) 個人情報 3

ア 旧条例第22条第3号

(3)ア(ア)と同様の主張である。

イ 旧条例第22条第7号

(ア) (3)イ(イ)及び(カ)並びに(4)イ(イ)と同様の主張である。

(イ) 以上のとおり、本件非開示情報は本号に該当しないから、本件処分は違法である。

(6) 個人情報 4 及び個人情報 5

ア 旧条例第22条第3号

(ア) (3)ア(ア)と同様の主張である。

(イ) 公務員の氏名の非開示は、全て違法である。

(ウ) 当該文書は、審査請求人を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人が同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために必要な情報であり、本号ただし書イに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(エ) 審査請求人及びその代理人の意見（当該文書中、申立人及び申立代理人の意見）は、前述のとおり、審査請求人及び依頼を受けた弁護士の見解であるから、民法の規定等により審査請求人が当然知り得る情報であり、本号ただし書アに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 旧条例第22条第7号

(ア) (3)イ(イ)及び(カ)と同様の主張である。

(イ) 本件については、調査委員会の役割、性質、調査委員会の委員それぞれが各分野の専門家であること等本件全事情に鑑みると、当該非開示情報を開示したところで、今後同種の事案において当該委員らの調査委員としての活動、調査委員会の活動（調査審議）に支障が生じる蓋然性はない。むしろ、当該文書を開示することが、調査委員会の信頼性向上に資する。

(ウ) 専門家としての発言が開示されることにより、発言を萎縮する者がいるとすれば、その者は専門家でもなく、調査委員会の委員として相応しくもない。そういう者がいるとすれば、直ちに辞任するべきである。調査委員会の委員にそのような者がいるとは考えられず、実施機関の判断は、各委員を不当に低く評価するものであるし、本号該当性の判断を明らかに誤っている。

(エ) 以上のとおり、本件非開示情報は本号に該当しないから、本件処分は違法である。

ウ 旧条例第22条第5号

審査請求人は、当該弁護士に依頼し当該文書を作成してもらったのであり、当該弁護士の職印の印影のある当該文書の写しを保有しているし、審査請求人は、当該弁護士から、「本件情報開示請求をすること」、「本件審査請求をすること」及び「当該弁護士の職印の印影が審査請求人に開示されること」の同意を得ている。

したがって、本件において、当該弁護士の財産権は侵害されず、本号に該当せず本件処分は違法である。

(7) 個人情報6、個人情報7及び個人情報8

ア (3)イ(カ)並びに(6)イ(イ)及び(ウ)と同様の主張である。

イ 以上のとおり、本件非開示情報は旧条例第22条第7号に該当しないから、本件処分は違法である。

(8) 個人情報9

ア 旧条例第22条第3号

(ア) (3)ア(ア)及び(6)ア(イ)と同様の主張である。

イ 旧条例第22条第7号

(ア) (3)イ(カ)並びに(6)イ(イ)及び(ウ)と同様の主張である。

(イ) 以上のとおり、本件非開示情報は本号に該当しないから、本件処分は違法である。

(9) 個人情報10

(8)イと同様の主張である。

(10) 個人情報11及び個人情報12

(6)ウと同様の主張である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) いじめ重大事態調査に係る事務について

横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。

教育委員会が調査主体となった場合には、専門委員会が、いじめ重大事態調査を行い、再発防止策を含む調査結果を教育委員会に答申する。

法第30条第2項では、重大事態の発生の報告を受けた地方公共団体の長（横浜市にあっては、市長）は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、いじめ重大事態調査の結果について再調査を行うことができるとされ、横浜市では、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第18条の規定により調査委員会が、市長の諮問に応じて再調査し、答申し、又は意見を具申する。

また、調査委員会は、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱（平成26年4月1日市人第733号）第5条第2項の規定により、再調査の必要性について市長が意見を求める場合には、審議し、市長へ意見を具申する。

市民局人権課は、調査委員会の事務局業務を所管しており、調査委員会資料についても同課が作成し、保有している。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、専門委員会がいじめ重大事態調査を行った特定のいじめの事案に関して、再調査の必要性を判断する調査委員会の資料であり、関係者への聴取調査に係る依頼文である個人情報1から個人情報3まで、調査委員会の会議資料である個人情報4から個人情報8まで、調査委員会の議事の記録である個人情報9、再調査の必要性についての意見具申書案である個人情報10、審査請求人の代理人が提出した意見書である個人情報11及び個人情報12から成る。

当審査会において本件保有個人情報を見分し、非開示情報を別表2のとおり分類し、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報4及び非開示情報10について

非開示情報4には専門委員会で、非開示情報10には調査委員会で発言した委員の氏名や発言内容及び各委員会の事務局の職員の発言内容が記載されている。

発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いたのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった事実が明らかになり、各委員になんらかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性もある。また、委員の発言内容の部分には、審査請求人以外の関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、発言者の専門分野や経験を示す情報が記載され、各委員会の事務局の職員の発言内容には、その直前の委員の発言を受けて当該職員が応答、説明している内容が記載されており、これらを開示すると、発言した委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から協力を得られなくなるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

しかし、非開示情報4のうち別表3に示す部分については、議事進行に係る発言や別に審査請求人に開示されている部分であり、非開示情報10のうち別表

3に示す部分については、聴取調査を行った調査委員会の委員の氏名であるから、これらを開示したとしても調査委員会の議論に影響を及ぼすとはいえず、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

ウ 非開示情報5について

非開示情報5には、いじめ事案に係る児童へのアンケートの具体的な回答内容が記載されている。

回答内容が開示されると、児童と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後同種の調査依頼に対して児童の協力が得られず、いじめ事案における正確な事実を把握することができなくなり、調査事務に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当する。

エ 非開示情報6について

非開示情報6には、聴取調査を実施した調査委員会の委員の氏名が記載されているが、これらを開示したとしても調査委員会の議論に影響を及ぼすとはいえず、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

オ 非開示情報7について

非開示情報7には、調査委員会の委員が行った聴取調査に係る被聴取者の氏名が記載されている。

被聴取者は、申立人代理人、学校の専任教諭及び専門委員会の委員だが、委員の氏名が開示されたとしても専門委員会の事務の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないし、他の情報については別に審査請求人に開示されているので、本号柱書に該当せず開示すべきである。

カ 非開示情報8について

非開示情報8には、調査委員会の委員が専門委員会の委員や学校教諭に行った聴取調査の内容が記載されている。

聴取調査は、公にならないことを前提に実施するのが一般的であり、その内容が開示されるとすれば、今後同種の聴取調査を行う際に被聴取者が率直な見解等を述べることをちゅうちょする可能性は否定できず、調査委員会の調査事務に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当する。

しかし、非開示情報8のうち別表3に示す部分については、調査委員会の役

割についての事務説明をしているものであり、調査委員会の調査事務に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

キ 非開示情報 9 について

非開示情報 9 には、調査委員会の委員の意見や判断の内容、検討段階の意見具申の文案が記載されている。これらを開示することとなると、最終版において変更された理由等について不正確な推測による無用な誤解が生じることを懸念して、委員のかつ達な意見が損なわれるおそれがあるため、本号柱書に該当する。

(5) 旧条例第22条第5号の該当性について

ア 旧条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報 1 について

非開示情報 1 には、弁護士印の印影が記載されている。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報

から除くことを規定している。

イ 非開示情報 2 及び非開示情報 3 について

非開示情報 2 には本人開示請求者以外の氏名や対応の内容が、非開示情報 3 には本人開示請求者以外から提出された文書に記載された情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、本号柱書に該当する。

しかし、非開示情報 2 及び非開示情報 3 のうち別表 3 に示す部分は、別に審査請求人に開示されているため、本号ただし書アに該当し開示すべきである。

(7) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を旧条例第22条第3号、第5号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表 3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 飯島奈津子、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

別表 1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報
個人情報 1	当該児童代理人弁護士（f 小学校案件）への聴き取り調査について（依頼）
個人情報 2	横浜市いじめ問題専門委員会委員への聴き取り調査について（依頼）
個人情報 3	小学校専任教諭への聴き取り調査について（依頼）
個人情報 4	平成30年度 第 1 回 横浜市いじめ問題調査委員会資料
個人情報 5	平成30年度 第 2 回 横浜市いじめ問題調査委員会資料
個人情報 6	平成30年度 第 3 回 横浜市いじめ問題調査委員会資料
個人情報 7	平成30年度 第 4 回 横浜市いじめ問題調査委員会資料
個人情報 8	平成30年度 第 5 回 横浜市いじめ問題調査委員会資料
個人情報 9	平成30年度 第 1 回 横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ 平成30年度 第 2 回 横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ 平成30年度 第 3 回 横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ 平成30年度 第 4 回 横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ 平成30年度 第 5 回 横浜市いじめ問題調査委員会 議事メモ

個人情報10	・横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について（意見具申）案（3月8日版） ・横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第5条第2項に基づく意見聴取について（意見具申）案（3月15日版）
個人情報11	所見としての意見書
個人情報12	意見書（「所見としての意見書」の補充）

別表2 非開示情報

非開示情報	非開示の内容	非開示理由	個人情報
非開示情報1	弁護士印の印影	旧条例第22条第5号	個人情報4、個人情報11及び個人情報12
非開示情報2	対応経過に関する記録	旧条例第22条第3号	個人情報4及び個人情報5
非開示情報3	開示請求者本人以外から提出された文書	旧条例第22条第3号	個人情報4
非開示情報4	専門委員会における委員の氏名並びに委員及び事務局の発言内容	旧条例第22条第7号	個人情報4
非開示情報5	児童へのアンケートに記載された情報	旧条例第22条第7号	個人情報5
非開示情報6	聴取調査実施委員の氏名	旧条例第22条第7号	個人情報1から個人情報3まで及び個人情報5
非開示情報7	聴取調査における被聴取者名	旧条例第22条第7号	個人情報5
非開示情報8	聴取調査における聴取内容	旧条例第22条第7号	個人情報5
非開示情報9	調査委員会における検討内容	旧条例第22条第7号	個人情報6から個人情報8まで及び個人情報10
非開示情報10	調査委員会におけるにおける委員の氏名並びに委員及び事務局の発言内容	旧条例第22条第7号	個人情報9

別表3 非開示情報のうち開示すべき部分

非開示情報	個人情報	開示すべき部分
非開示情報2	個人情報4	「資料4-1」1頁目非開示部分13行目及び29行目の全て、30行目1文字目から5文字目まで、31行目6文字目から行末まで、32行目1文字目から12文字目まで、33行目1文字目から5文字目まで並びに35行目1文字目から9文字目まで並びに2頁目非開示部分1行目及び4行目から8行目までの全て、「資

		<p>料4-2」1頁目非開示部分1行目10文字目及び11文字目並びに8行目8文字目から行末まで、2頁目非開示部分1行目の全て、2行目1文字目から11文字目まで、14文字目から16文字目まで及び20文字目から5行目行末まで、10行目の全て、11行目24文字目から34文字目まで、13行目28文字目から38文字目まで並びに20行目1文字目及び13文字目から21行目行末まで、3頁目非開示部分12行目の全て、4頁目「月日・曜日」欄の全て、「学校の指導欄」非開示部分4行目から10行目までの全て、11行目1文字目及び20文字目から12行目行末まで、16行目から27行目4文字目まで、7文字目から9文字目まで及び13文字目から28行目行末まで並びに30行目の全て並びに「保護者からの話」欄非開示部分1行目の全て、7行目1文字目から11文字目まで、12行目から21行目行末まで及び22行目2文字目から行末まで、6頁目非開示部分2行目、6行目から8行目5文字目まで、9行目から13行目21文字目まで、15行目から19行目31文字目まで及び34文字目から行末まで並びに7頁目非開示部分11行目1文字目から23文字目まで、26文字目、27文字目、31文字目から33文字目まで及び36文字目から12行目行末まで、「資料4-3」1頁目非開示部分1行目1文字目から5文字目まで及び14文字目から行末まで並びに5行目1文字目から5文字目まで、8文字目から10文字目まで、14文字目から16文字目まで並びに19文字目から9行目4文字目まで、7文字目から9文字目まで、13文字目から15文字目まで及び18文字目から10行目1文字目まで、19行目1文字目、20行目1文字目、21行目1文字目、22行目1文字目、2頁目非開示部分4行目、5行目、7行目、12行目、14行目から16行目</p>
--	--	--

		<p>まで、19行目、20行目並びに23行目及び24行目の全て、3頁目非開示部分1行目から4行目までの全て、4頁目非開示部分1行目から7行目までの全て並びに5頁目非開示部分1行目から7行目までの全て及び13行目1文字目、「資料4-4」2頁目非開示部分5行目3文字目から行末まで、3頁目非開示部分1行目7文字目、9行目4文字目から8文字目まで、10行目1文字目、11行目18文字目、12行目1文字目、15行目24文字目及び24行目7文字目から9文字目まで並びに小学校樹木配置図非開示部分1行目から3行目までの全て並びに「資料5」1頁目非開示部分1行目から7行目までの全て及び13行目1文字目並びに2頁目非開示部分1行目1文字目から4文字目まで及び8文字目から行末まで</p>
非開示情報2	個人情報5	<p>「資料4-1」1頁目非開示部分6行目2文字目、7行目から12行目までの全て、14行目1文字目から14文字目まで、15行目1文字目から6文字目まで、16行目1文字目及び2文字目並びに18行目及び19行目の全て、2頁目非開示部分13行目及び29行目の全て、30行目1文字目から5文字目まで、31行目6文字目から行末まで、32行目1文字目から12文字目まで、33行目1文字目から5文字目まで並びに35行目1文字目から9文字目まで、3頁目非開示部分4行目、5行目、7行目、12行目、14行目から16行目まで、19行目、20行目、23行目及び24行目の全て、4頁目非開示部分4行目1文字目から13文字目まで、5行目1文字目から17文字目まで、8行目1文字目から5文字目まで、9行目1文字目から16文字目まで、15行目1文字目から5文字目まで、16行目1文字目から8文字目まで、18行目1文字目及び2文字目並びに6頁目非開示部分1行目1文字目から4文</p>

		字目まで及び8文字目から行末まで並びに7頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、3行目5文字目から行末まで、4行目5文字目から行末まで並びに6行目3文字目から行末まで
非開示情報3	個人情報4	「資料2」2頁目非開示部分3行目1文字目、4文字目から7文字目まで並びに14行目及び15行目の全て
非開示情報4	個人情報4	「資料6-6」3頁目非開示部分3行目及び4行目の全て、「資料6-7」4頁目非開示部分9行目19文字目から行末まで並びに「資料6-9」2頁目非開示部分2行目30文字目から3行目行末まで及び10行目から12行目までの全て、3頁目非開示部分36行目1文字目から37行目15文字目まで、4頁目非開示部分29行目の全て並びに30行目1文字目から3文字目まで及び24文字目から31行目行末まで、5頁目非開示部分21行目1文字目から22行目行末まで並びに6頁目非開示部分38行目1文字目から39行目13文字目まで
非開示情報6	個人情報1から個人情報3まで	非開示部分の全て
	個人情報5	9頁目非開示部分1行目及び3行目の全て、12頁目非開示部分1行目の全て並びに16頁目非開示部分1行目及び3行目の全て
非開示情報7	個人情報5	9頁目非開示部分2行目の全て、12頁目非開示部分2行目の全て及び16頁目非開示部分2行目の全て
非開示情報8	個人情報5	12頁目非開示部分3行目から7行目まで
非開示情報10	個人情報9	13頁目非開示部分25行目1文字目から27文字目まで、14頁目非開示部分14行目及び15行目の全て並びに18頁目非開示部分1行目から3行目までの全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年2月15日 (第300回第三部会)	・審議
令和6年4月18日 (第302回第三部会)	・審議
令和6年5月27日 (第303回第三部会)	・審議
令和6年6月20日 (第304回第三部会)	・審議